（様式第１号）

平成２７年度　第６５回　芦屋市建築審査会　会議録

日　　時	平成２８年３月２４日（木）　１０：００～１１：００
場　　所	東館３階中会議室
出 席 者	会　　長　　辻井　一成 会長代理　　堀家　正則 委　　員　　麻木　邦子 委　　員　　松本　圭司 委　　員　　柏樹　容子 欠席委員　　神農　悠聖 欠席委員　　趙　　玟妊 事 務 局　　島津　久夫 尾髙　尚純 五島　慶太
事　務　局	建築指導課
会議の公開	■　公　開
傍 聴 者 数	０　人

１　会議次第

（１）議題

第１号議案　第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度及び日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物の敷地内に増築をする件（山手町）

（２)その他

次回の建築審査会について

来期の建築審査会委員について

２　提出資料

第６５回建築審査会資料

３　審議経過

開会

第１号議案

議　題：題：第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度及び日影による中高層の建築物の高さの制限に適合しない建築物の敷地内に増築をする件（山手町）

（事務局から審査会資料(付近見取図，配置図，平面図等）を用いて計画の概略の説

明を行った。）

柏樹委員：前山公園は市が管理しているのか。

五島　　：そうです。

柏樹委員：市立芦屋高等学校跡地の利用計画は住宅ではないのか。

五島　　：老人福祉施設の利用が計画されております。

柏樹委員：本計画によって日影は増大しないのか。

五島　　:本計画は旧体育館より規模が小さくなりますので,増大しておりません。

柏樹委員：東側の共同住宅群には日影がかからないのか。

尾髙係長：午後3時から1時間程度は日影がかかります。

柏樹委員：敷地設定に西側道路が含まれているのか。

五島　　：西側道路は敷地に含まれておりません。

堀家委員：工事車両については問題ないのか。

尾髙係長:敷地内においては，生徒の動線と工事の動線は分離すると聞いております。

麻木委員：日影規制は当事者同士でも関係するのか。

島津課長:別敷地であれば当事者同士でも関係しますが，同一敷地の場合は関係しません。

辻井会長:学校その他の建築物であって,その用途によってやむを得ないものとは,学校教育に関連する施設と考えたらよいのか。

尾髙係長:そうです。本件については，既存建築物である講堂等が高さの制限に抵触しておりますので許可を取る必要があります。

辻井会長：本件について，同意すると決定してよろしいか。

全委員　：異議なし。

議　決　事　項

第1号議案　－　同意する。

2　その他

（1）次回の建築審査会について

・現在のところ諮問案件がないため，必要に応じて日程調整を行なうこととした。

（2）来期の建築審査会委員について

・事務局より来期の委員については，3名が入れ替わる予定であることを報告した。

以　上